

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正に伴う「産業廃棄物の処分に関する委託契約書」に係る「契約条項」の変更（P R T R 情報の追加）について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正により、委託契約書に含まれるべき事項（P R T R 情報）が追加され、改正規則の施行後（令和8年1月1日以降）に自動更新がなされる契約の場合、更新時に契約の変更（覚書を締結する等）が必要となります（排出事業者の義務）。

当事業団と締結されている委託契約については、年度末に自動更新されることから、第一種指定化学物質が廃棄物に含有している等、覚書等の締結が必要な場合は、下記により対応しますので、意向確認票（別添1）に記載の上、ご提出をお願いします。

記

1 契約の変更方法（覚書等）

追録書（別添2及び別添3）を用意しています。

2 P R T R 情報の提供方法

- ・産業廃棄物性状表【別紙1（管理型）】（東見初・新南陽共通）
- ・産業廃棄物性状表【別紙1（安定型）】（東見初・新南陽は別様式）
※ <https://yamaguchi-khj.or.jp/downloads/> からダウンロード願います。

3 今後の予定

令和8年1月下旬～3月中旬 追録書等を締結

4 添付資料

- ・別添1 意向確認票
- ・別添2 追録書
- ・別添3 追録書の別紙（新旧対照表）
- ・別添4 官報（令和7年4月22日付け）
- ・別添5 有害廃棄物の情報提供省令改正に関するFAQ（主にNo.3-1をご確認ください）

5 提出先及び連絡先

宇部港東見初広域最終処分場利用者の場合

東見初管理事務所：TEL0836(32)2280 FAX0836(32)2282

Eメール info-u@yamaguchi-khj.or.jp

徳山下松港新南陽広域最終処分場利用者の場合

新南陽管理事務所：TEL0834(33)9280 FAX0834(33)9281

Eメール info-s@yamaguchi-khj.or.jp